

五所川原小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、インターネットや携帯電話などの情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、痛ましい出来事も数多く発生し、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、本校児童が、何事にも意欲をもって取り組み、充実した楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、重症化する前に適切且つ速やかに解決するために「五所川原小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ けんかであってももしっかり調査して対応する。軽微な事案はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして情報共有する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめを決して許さない、生み出さない」という決意。
- ② 「いじめは、どの子にもどの学校においても起こり得る」という認識。
- ③ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」という認識。
- ④ 「いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめの『観衆』や『傍観者』の存在にも注意を払い、いじめを許容しない集団をつくる」という認識。
- ⑤ 「いじめはいじめる側が悪い」という認識。

※ いじめを受けた児童だけでなく、いじめを行った児童に対する成長支援の観点についても重視する。

(3) いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所要約引用）

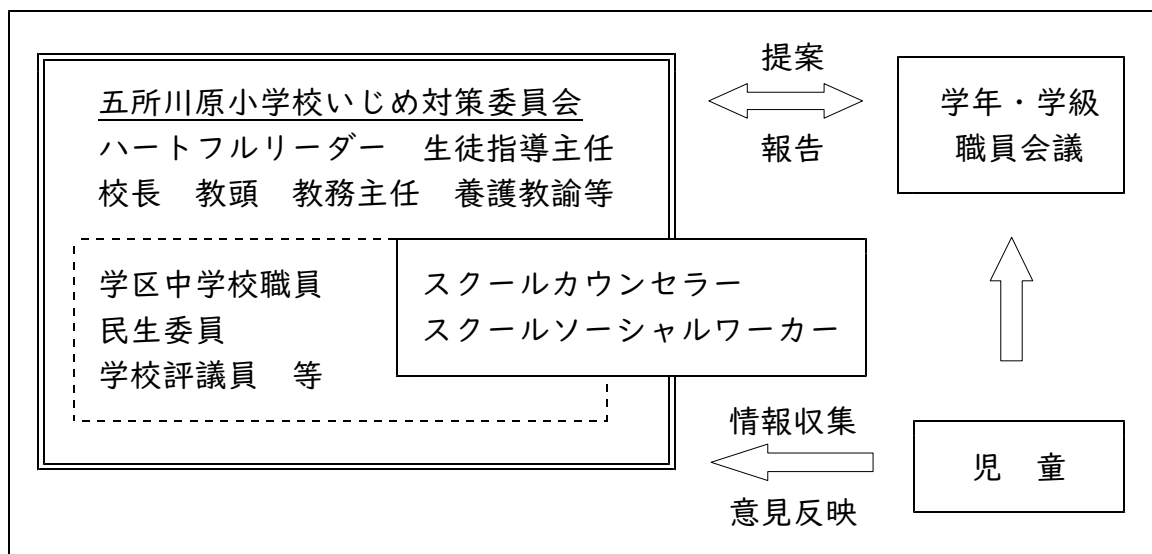
- ① 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ② 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ③ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ④ 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ⑤ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）

- ⑥ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ⑦ 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやな事を言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 校内体制について



(1) いじめ対策委員会の役割

- ① いじめ対策委員会を、いじめ防止等の中核となる組織として位置づけます。
- ② いじめ対策委員会の会議については、外部専門家も加えた構成員全体の会議（総会）を年に2回開催し、教職員だけの会議（校内部会）を原則1回開催します。
- ③ いじめ対策委員会においては、的確にいじめの疑いのある情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応します。
- ④ いじめ対策委員会に集められた情報は、個人ごとに記録にまとめます。
- ⑤ いじめ対策委員会は、いじめ防止に関する取り組み等について、「いじめ防止年間プログラム」に基づきPDCAサイクルで検証を行います。

(2) いじめを認知したときの報告・相談

- ① 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、全ていじめ対策委員会に報告・相談します。

4 いじめの未然防止について

- (1) 授業や学級活動・学校行事等において、いじめの起きにくい環境づくり
 - ① 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ② コミュニケーション能力を育み、一人一人に配慮した授業づくり
 - ③ ソーシャルスキル教育を取り入れた、望ましい人間関係づくり
- (2) 心を育てる教育の充実
 - ① 道徳の授業を核とした生命尊重の意識の向上
 - ② 人権教育の充実
- (3) 互いの立場に立った相互理解の育成
 - ① 自主的な活動を尊重することで、トラブルを子どもたちの力で解決できる関係性の育成
- (4) 教育相談の充実
 - ① 「なかよしアンケート」をもとにした全児童への面談実施（10月）
 - ② 毎月のいじめアンケートの結果をもとにした面談で状況を即時に把握
- (5) 保護者・地域との連携
 - ① 基本方針の周知
 - ② 生活チェック週間の定期的実施（保健安全部）で、生活基盤づくり

※ (1)～(5)について、「いじめ防止年間プログラム」に基づき、具体的な取組を進めていきます。

5 いじめの早期発見について

常に子どもの変化に気を配り、早期発見・早期対応に心掛けます。

学級担任はもちろん、全教職員が子どもの表情や行動の細やかな変化に気を配ります。

子どもたちの嫌がらせやからかい、無視、排除などのトラブルを見逃さず、情報を早めに交換し合い、子どもたちとの信頼関係づくりを基盤とした働きかけと指導を行います。

(1) 早期発見に向けての取り組み

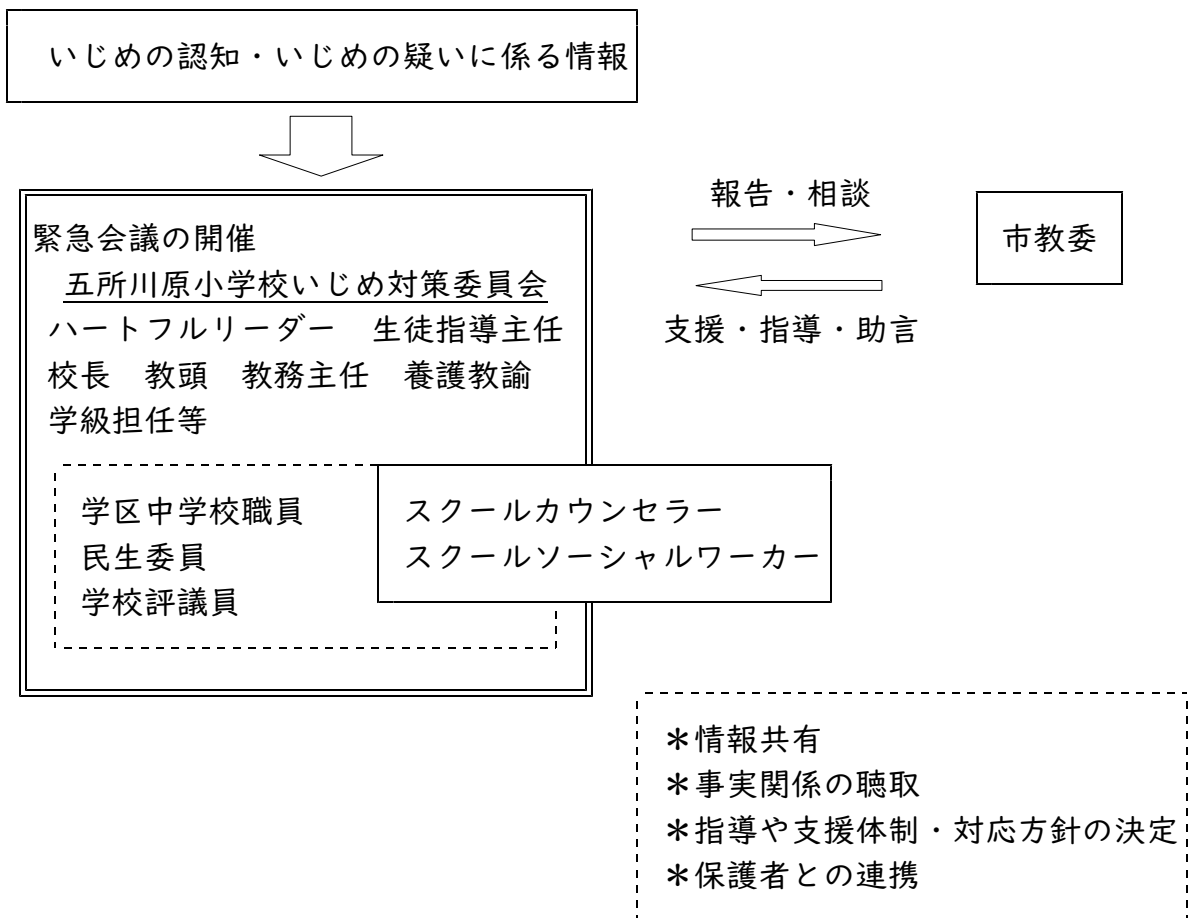
- ① 「いじめは、どの子にもどの学校においても起こり得る」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃しません。
 - ② 気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会に報告・相談することで、情報を共有し、より多くの目でその児童と周りの様子を見守ります。
 - ③ 明らかに様子に変化が見られる場合には、いじめ対策委員会が中心となって教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、迅速に本人への教育相談や周りからの聞き取りを行います。
 - ④ 「いじめ防止年間プログラム」に基づき、いじめアンケートを毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握します。（教育相談への即時活用）
- ※ いじめアンケート…いじめられたこと、いやな思いをしたこと、見たこと・聞いたことを調査します。

(2) 家庭や地域と連携した取り組み

- ① 学校におけるいじめ防止のための取り組みを地域に知ってもらうとともに、「あいさつ運動」等に参加していただき、地域の子どもたちに普段から声をかけてもらえるようにします。
- ② 気になる児童がいる場合には、迅速に家庭に連絡し、連携した取り組みを行います。
- ③ いじめ対策委員会が、学校の内いじめ相談窓口であることを学校内外に周知し、相談しやすい体制づくりを進めます。いじめ対策委員会の組織について、「学校だより」、参観日の懇談会等で保護者・地域へ周知します。教育相談時に児童へも周知します。
※ 相談相手は、「次の方の中で誰でもよいので、相談しやすい人」とします。
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各町会の民生委員、五小の先生（担任、教頭、生徒指導主任、養護教諭、他）
- ④ 学校や家の人、いじめ対策委員会への相談がしにくい場合には、県総合学校教育センター等の相談窓口の利用も勧めます。

6 解決に向けた対応について

★いじめ対応の流れ（いじめ発生時）



(1) いじめ対策委員会の役割

- ① いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行います。
- ② いじめの疑いに関する情報があった時は、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となります。

(2) 外部専門家の活用について

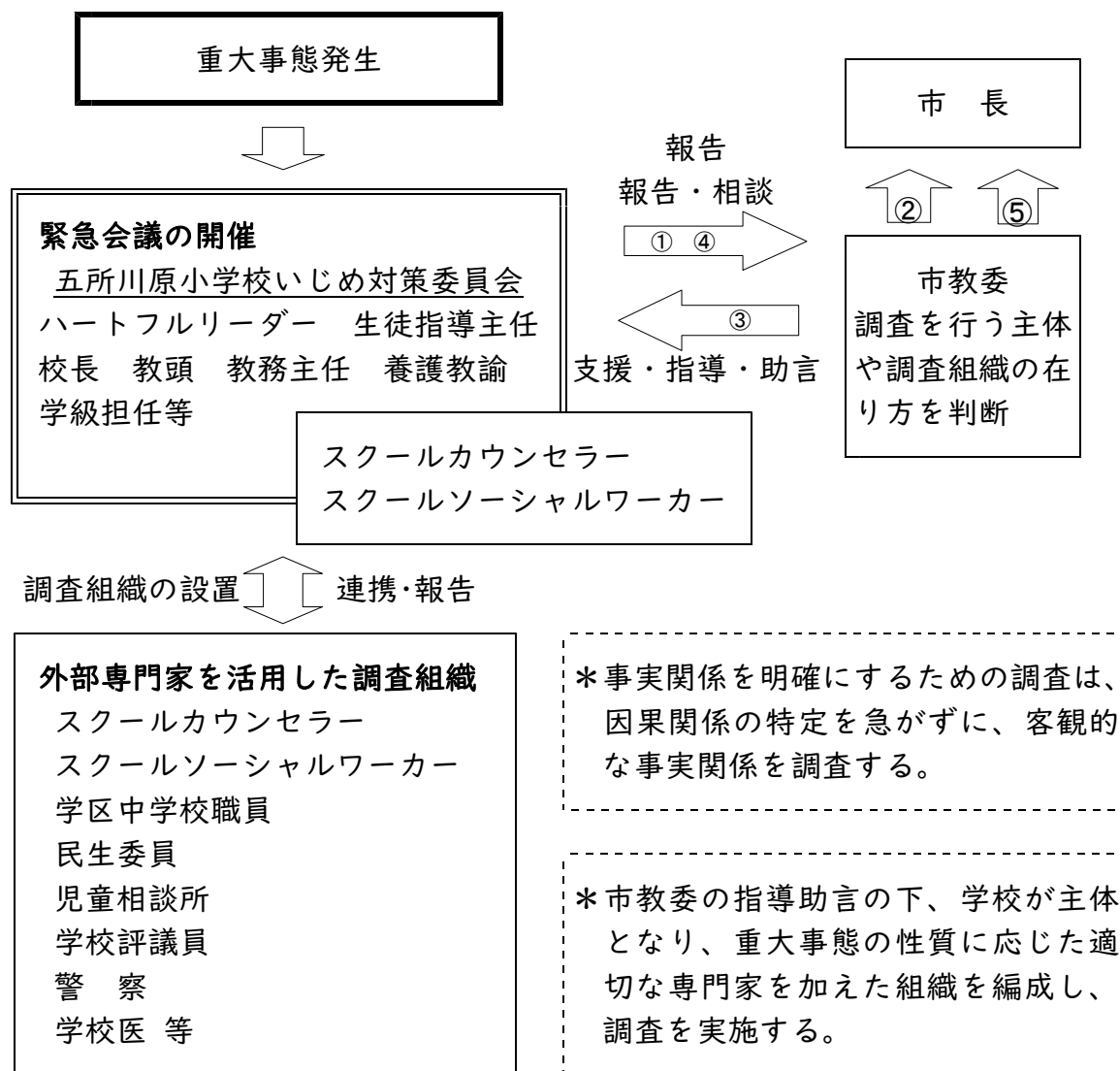
- ① いじめの事案により、必要に応じて緊急会議に出席してもらいます。

(3) いじめを認知したときの報告について

- ① いじめ対策委員会が中心となり調査した結果、いじめの事実が確認できたときには、校長が責任をもって被害・加害児童の保護者及び市教委(学校指導課)に連絡します。また、いじめが解消した際にも同様に連絡します。
- ② 解決までに時間がかかる場合は、解消するまでの間、定期的に連絡します。

7 重大事態への対応について

★いじめ対応の流れ(重大事態発生時①)～学校が調査主体となる場合～



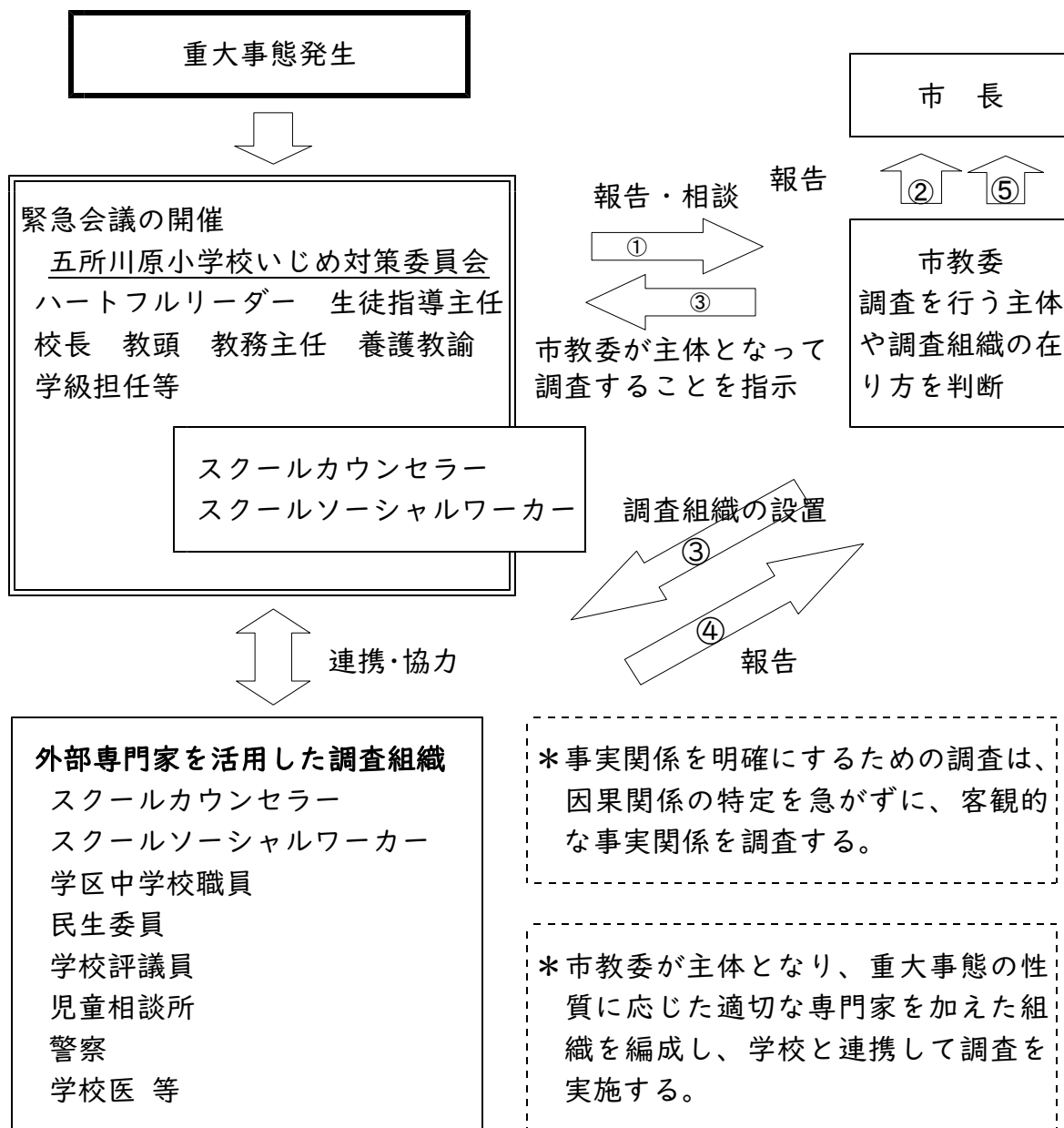
(1) 重大事態発生時の報告について

- ① 重大事態が発生した場合は、直ちに学校長が市教委（学校教育課）に報告し、調査主体や調査組織について指示を受けます。
- ② 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、必ず重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

(2) 調査結果の提供と報告について

- ① 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。
- ② 調査によって明らかになった事実関係について、市教委に報告します。
- ③ いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合、その児童や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、市教委に送付します。

★いじめ対応の流れ（重大事態発生②）～市教委が調査主体となる場合～



8 いじめ重大事態

「いじめ重大事態」(『いじめ防止対策推進法』第二十八条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (生命・心身・財産重大事態)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (不登校重大事態)

9 いじめ解消の定義

いじめ解消の定義を以下のとおりとします。(県の基本方針を踏まえて)

次の二つの要件を満たしている場合に『いじめは解消した』と判断します。

- ① 「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」
- ② 「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

↓

解消されているかどうか、本人と保護者へ確認します。

10 いじめ防止年間プログラム

	未然防止	早期発見	組織的な活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会のテーマ(運営委員会作成) ・縦割り班組織会 ・保護者への説明・啓発 ・学級づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 いじめ防止基本方針(案) ・いじめ対策委員会(校内) *その後適宜開催
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生を迎える会(運動会のテーマ) ・リトルジャンプ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・五一中学区研究協議会 ・いじめ対策委員会(第1回総会) ・いじめ防止基本方針の確定
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしアンケート ・対象児童への教育相談 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・参観日ハートフルデー①(全学級道徳) ・校内ウォークラリー ・いじめ防止標語の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談 ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員による中間評価の実施
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行 ・代表委員会 ・参観日 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしアンケート ・全児童教育相談 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフルデー② ・児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価による今年度の反省
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を受けた次年度のいじめ防止基本方針の見直しと作成
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会(第2回総会) 次年度のいじめ防止基本方針の検討
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動のふりかえり 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・対象児童への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 次年度のいじめ防止基本方針(案)

11 いじめへの具体的対応として

日常生活でのいじめ

(1) 児童への対応

① いじめを受けている児童への対応

いじめを受けている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめをうけている児童の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじめを行った児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行った児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめを受けている児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめを受けた児童の保護者に対して

相談されたことに対して、複数の教員で対応し、学校では全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめを行った児童の保護者に対して

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

- ③ 保護者同士が対立する場合など
教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
 - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
- ② 警察との連携
- ③ 福祉関係との連携
- ④ 医療機関

ネットを介したいじめ

(1) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の充実（出前講座等の活用）

(2) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処

12 その他

策定したいじめ防止基本方針は、保護者に通知します。